

行政だより

3年目を迎えた第三者評価制度の平成23年度認定業者の決定について、12月21日に公表いたしましたので、お知らせいたします。

発表資料（認定業者一覧表を除く）は、添付のとおりです。

ホームページも更新しておりますので、あわせてお知らせいたします（URLは下記です）。

【産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル認定制度について】

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/processor/recognition_system/index.html

【認定業者一覧】

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/processor/recognition_system/list/index.html

平成23年12月21日

環境局

財団法人東京都環境整備公社

「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」の 平成23年度の認定業者が決定しました

産廃エキスパート（トップランナー的業者）116社

産廃プロフェッショナル（中核的役割を担う優良業者）52社



産廃エキスパート



産廃プロフェッショナル

東京都が平成21年度から実施している優良な産業廃棄物処理業者を認定する第三者評価制度について、平成23年度認定業者が決定しましたので、お知らせいたします。

1 認定業者数（()内は21年度認定業者数）

区分	認定業者数	業の区分			
		専門性 (特定処理業者)	収集運搬業 (収集運搬業者)	収集運搬業 (伊勢ヶ崎産廃センター)	中間処理業
産廃エキスパート	116 (107)	18 (13)	57 (55)	52 (45)	60 (55)
産廃プロフェッショナル	52 (77)	5 (6)	35 (50)	17 (26)	14 (19)
計	168 (184)	23 (19)	92 (105)	69 (71)	74 (74)

(注)・複数の業の区分の認定を受けている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない。
・本年度は21年度認定業者の更新申請が多かったため、21年度の業者数と比較を行った。

認定の詳細については、裏面及び別紙認定業者一覧を参照願います。

なお、認定業者の情報については、環境局・東京都環境整備公社のホームページでご確認いただけます。

※産業廃棄物対策ウェブサイト http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/index.html

東京都環境整備公社ウェブサイト <http://www.tokyokankyo.jp>

2 認定業者の拡大に向けた取組

- ① 排出事業者等に対する認定業者の活用の促進
- ② 処理業者を対象とした研修事業等の充実

<制度に関する問い合わせ先>
環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課
電話 03-5388-3586
<認定に関する問い合わせ先>
財団法人東京都環境整備公社優良性認定評価室
電話 03-3644-1381

行政だより

【認定の詳細】

1 制度の概要

平成21年10月に都が全国で初めて創設した、産業廃棄物処理業者の第三者評価制度。産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として都が指定した(財)東京都環境整備公社が評価・認定する制度。

第1回の認定は平成22年2月に実施。今回は3回目の認定であり、認定期間満了となる平成21年度認定業者の更新申請と新規事業者の申請の両者が対象。

2 制度のねらい

- ① 排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供
- ② 優良な処理業者の育成と適正処理の推進
- ③ 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展



3 平成23年度の制度改正の概要

① 新たに追加した主な評価項目

評価項目	小項目	概要
安定性	無事故	過去2年間負傷等により4日以上休業する労働災害が起きていない。
	作業実態の把握・確認	日々の作業内容を作業日報などで確認することができる。
先進的な取組み	企業の社会的責任体制	CSR報告書や環境報告書を作成している。
	低公害・低燃費車両・重機	許可車両として低公害・低燃費車両又は低公害型重機を導入している。
	インターネット情報公開(料金表等)	料金表等をインターネットで公開している。

② 認定水準の引き上げ

区分	遵法性	安定性		先進的取組	
	変更なし	改正後	改正前	改正後	改正前
産廃エキスパート	必須(100%)	80%	75%	60%	50%
産廃プロフェッショナル	必須(100%)	70% (変更なし)		—	

- 4 認定の有効期間 認定日から平成26年3月31日まで
(更新業者の認定については平成27年3月31日まで)

5 今年度の認定状況の特徴

認定業者の水準の向上

- ・産廃エキスパートの認定業者数の増加
- ・産廃エキスパートの平均得点率が上昇
- ・取組項目の拡大(技術の開発・研究、カーボンオフセット、温暖化対策計画書等)

6 認定業者数の累計(第2回及び第3回の認定業者数の合計)

区分	認定業者数	専門性 (専業は廃業向)	業の区分		
			収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業
産廃エキスパート	153	25	81	63	71
産廃プロフェッショナル	90	10	65	25	22
計	243	35	146	88	93

(注) 複数の業の区分の認定を受けている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない